

第 2 4 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 3 日（水）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年6月3日(水) 午後1時30分から 1時50分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
委員	1番	竹	内	厚	子
	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(2人)

7番	松	崎	豊
10番	森	正	勝

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農用地利用集積等促進計画案について
第5	議案第3号 土地現況証明願について
第6	議案第4号 非農地の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	松	林		功

7. 会議の概要

	【開会宣言】
事務局長	ただいまより第24回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん大変どうもご苦労様でございました。 連日いいお天気が続いております。まだまだ体が慣れていないせいか、大変暑く感じられます。また、今後の繁忙期にも暑さは続くと思われます。 水田農家は田植えは一段落ということです。また、酪農畜産農家の方に関しましては、牧草が最盛期になりつつあるということで、連日牧草刈りに追われているということです。また畑作は巻き付け期ということで、いろいろなものの巻き付けを行っている最中で大変忙しい時期となっております。
会長	本日の総会は、議案第4号まで案件がございます。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。 本日、7番松崎委員、10番森委員より欠席の届出がございました。 只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
	【日程第1 会議録署名委員の指名について】
議長	「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、4番大羽委員、5番西川委員を指名いたします。この指名は、第24回総会開会中といたします。
	【日程第2 会期の決定について】
議長	「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長 「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 1 ページをご覧ください。
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。
農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和 8 年 6 月 3 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 1 ページをご覧ください。
番号 11 番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 13 筆、現況地目は田、面積が合わせまして [REDACTED] m²、解約の申出は、借主の [REDACTED] さんからで、解約理由につきましては、今年度作付けの準備をしていなかったためとなっております。
当初、[REDACTED] さんが水張り工事をするしないを悩んでおりまして、[REDACTED] さん [REDACTED] さんの間で意思疎通がとれていなかったのが解約理由の原因の一つとなっております。
また、この解約後に同地区の [REDACTED] さんが耕作することになりました。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案について。
農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 11 項に基づき、別紙により内容審査のうえ、北海道農業公社へ農用地利用集積等促進計画を策定するよう要請する。
また、北海道農業公社から要請のとおり認可申請された場合、即日公告できるものとする。
令和 8 年 6 月 3 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 97・101 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 6 月から 2029 年 6 月までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、継続でございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。
番号 98・102 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 6 月から 2029 年 6 月までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格は [REDACTED]円、継続でございます。

事務局 資料 4 ページをご覧ください。
番号 99・103 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 6 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2026 年 10 月 1 日から 2031 年 6 月までの 5 年間、単価

事務局

が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、新規でございます。

こちらの始期が 10 月 1 日になっておりますのは、昨年 1 年間の契約だったのですが、事務の遅れによりまして公告が 9 月末になりました。その間利用権設定はされておりました。という状況から始期が 10 月 1 日からとなっております。実際、今年度の牧草は 〇〇〇〇 さんで行っております。

事務局

資料 5 ページをご覧ください。

番号 100・104 番。利用権の設定等を受ける者、〇〇〇〇、
〇〇〇〇 さん。利用権の設定等をする者、〇〇〇〇、
〇〇〇〇 さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇 の計 13 筆、面積が合わせまして 〇〇〇〇 m²、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございます、期間につきましては、2026 年 6 月から 2026 年 10 月 31 日までの半年間、単価が 〇〇〇〇 円、賃貸価格は 〇〇〇〇 円、継続でございます。

こちらの終期が 10 月 31 日となっておりますが、〇〇〇 さん別件での田んぼの契約終期と合わせるためとなっております。

事務局

以上の計画につきましては、農地中間管理事業の促進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。議案 5 ページをご覧ください。

事務局

土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。
令和 8 年 6 月 3 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。
番号 9 番。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、公簿地目は畑、現況地目は原野と山林、利用状況につきましては年月日不詳より原野状態でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん、願出者は [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2026 年 5 月 21 日に竹内委員、阿部委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、8 ページの図 1 のとおりでございます。

事務局

番号 10 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿、現況地目共に畑、利用状況につきましては雑種地でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん、願出者は [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
2026 年 5 月 21 日に竹内委員、阿部委員、原田会長と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、9 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 11 番。所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、公簿地目は田、現況地目は原野と宅地、利用状況につきましては昭和 55 年より倉庫及び住宅敷地として利用しております。願出理由は地目変更登記のためとなっておりまして、所有者が [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] さん。願出者は [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。
公募地目は、地目変更した後に宅地となる見込みでございます。
2026 年 5 月 22 日に西川委員、松崎委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地・農地採草放牧地であることを確認しております。場所につきましては、10 ページの図 3 のとおりでございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案 4 号 非農地の決定について】

議長

「日程第 9 議案 7 号 非農地の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
議案第 4 号 非農地の決定について。
農地法第 2 条第 1 項の規定による農地として該当しないため、非農地として決定するものとする。
令和 8 年 6 月 3 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 1 ページをご覧ください。
番号 1 番。所在につきましては、
の 20 筆、公簿地目は牧場、田、原野、畑、山林、公衆用道路、利用状況は原野、面積が合わせまして m^2 、所有者につきましては、
さん。こちらにつきましては、昨年の利用状況調査、令和 7 年 10 月 12 日に、竹内委員、玉木委員、大羽委員、阿部委員が現地確認をしております。

こちらは平成 29 年からの利用状況調査で、農地として利用されていないと報告されているもので、仮に復元されたとしても継続的な利用が見込めない土地でありますことから、今回非農地の判断をしたいものでございます。

事務局

番号 2 番。所在につきましては、
の計 4 筆、公簿地目は全て畑、面積が合わせまして m^2 、公簿地目は畑、利用状況は原野、こちらの所有者は
さん。こちらにつきましては、令和 7 年 11 月 10 日に、西川委員、松崎委員、高橋委員が現地確認をしております。

こちらにつきましても、令和元年からの利用状況調査で、農地として利用されていないと報告されているもので、仮に復元されたとしても継続的な利用が見込めない土地でありますことから、今回非農地の判断をしたいものでございます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第24回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会
会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8 年 7 月 31 日

会議録署名委員

4 番 大羽 孝志

5 番 西川 譲

議長 原 田 喜博